

千葉労働局発表
令和6年11月22日

【照会先】

千葉労働局労働基準部賃金室
室長 矢次 順治
室長補佐 坂元 麻理子
(電話) 043-221-2328

千葉県下の2件の特定最低賃金を改正します

- 効力発生日は令和6年12月25日 -

千葉労働局長(局長:岩野剛)は、千葉県下に設定されている7件の特定最低賃金のうち2件について、次のとおり改正します。

1 改正内容(金額は時間額)

	件名(業種)	改正額	発効日	改正前	引上額
特定最低賃金	鉄鋼業	1,147円	令和6年12月25日	1,096円	51円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105円	令和6年12月25日	1,055円	50円

2 改正の経過

本年7月29日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会(会長:大澤克之助)に、7件の特定最低賃金について、改正の必要性の諮問をしました。その結果、上記2件の改正を行うこととされ、それぞれに専門部会の設置、審議が行われ、10月7日と同月18日に上表の内容の答申がありました。官報公示等を経て、答申とおり、令和6年12月25日から発効します。

3 厚生労働省では、中小企業の最低賃金引上げ支援策である「業務改善助成金」制度や非正規雇用労働者の処遇改善の取組を実施した事業主に対する「キャリアアップ助成金」制度などの活用を推奨するほか、経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他の施策の利用を案内しています(別添1リーフレット参照)。

4 千葉労働局では、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「千葉働き方改革推進支援センター」(電話0120-174-864・別添2リーフレット参照)を設置しています。同センターでは、最低賃

金の引上げで影響を受ける中小企業への支援として、生産性向上に向けた取組や、上記助成金の申請の相談等に応じています。

(参考)

ア 最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があり、特定最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。産業別の労働者又は使用者の代表者が、基幹的労働者を対象に地域別最低賃金より金額が高い最低賃金が必要と申し出たものについて、千葉労働局長が千葉地方最低賃金審議会の意見を聴いて設定しています(最低賃金法第15条第1項・2項)。

イ 別表1の千葉県の最低賃金一覧表のとおり、千葉県下には7件の特定最低賃金があり、調味料製造業最低賃金、はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金、各種商品小売業最低賃金、○自動車(新車)小売業最低賃金の5件については、令和6年度は改正されていません。

ウ 地域別最低賃金である千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される千葉県最低賃金は、令和6年10月1日に時間額1,076円に改正されました。

エ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

なお「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、令和6年10月1日効力発生の千葉県最低賃金の改正により特定最低賃金を千葉県最低賃金が上回るため、同日より12月24日の間は千葉県最低賃金1,076円の適用となります。

オ 次に掲げる者(基幹的労働者以外の者)は、「千葉県最低賃金」が適用され、特定最低賃金は適用されません。

18歳未満又は65歳以上の者、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、清掃又は片付けの業務に主として従事する者、その他、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については、別表1の千葉県の最低賃金一覧表の「最低賃金の適用について」欄をご参照下さい。

カ 平成元年度以降の千葉県の最低賃金の推移については、別表2のとおりです。

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う

支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

<業務改善助成金>

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

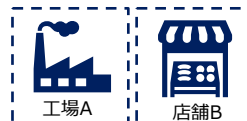
計画の承認
と実施

設備投資等の費
用の一部を助成

対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。



別々に
申請

助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

※（ ）内は生産性要件を満たした事業場

助成対象経費の例

機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

※ 一部事業者は対象経費の特例を受けることができる可能性があります。（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）

助成上限額

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)
1人	30万円(60万円)	45万円(80万円)	60万円(110万円)	90万円(170万円)
2～3人	50万円(90万円)	70万円(110万円)	90万円(160万円)	150万円(240万円)
4～6人	70万円(100万円)	100万円(140万円)	150万円(190万円)	270万円(290万円)
7人以上	100万円(120万円)	150万円(160万円)	230万円	450万円
10人以上※	120万円(130万円)	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限区分は特例事業者（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）のみ対象。

※（ ）内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

活用例

- ・ 地域別最低賃金が935円
- ・ 事業場内最低賃金を940円から1000円にUP
→事業場内最低賃金が940円なので助成率は**4/5**
- ・ 労働者7人の最低賃金引き上げを実施
→60円コース・7人以上の区分で
助成上限額は**230万円**



（設備投資費用が300万円の場合…）
 $300万円 \times 4/5 = 240万円$
→助成上限額230万円を超えているため、**230万円支給**

申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

問合せ先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440



<キャリアアップ助成金>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑥までのいずれかを実施した事業主。

- ① 正社員化コース
- ② 障害者正社員化コース
- ③ 賃金規定等改定コース
- ④ 賃金規定等共通化コース
- ⑤ 賞与・退職金制度導入コース
- ⑥ 社会保険適用時処遇改善コース (R5.10～)

支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上5%未満増額改定した場合

5万円

5%以上増額改定した場合

6万5,000円

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。
- 最低賃金の改定に伴い、新最低賃金を下回ることとなる等級についてのみ賃金規定等を増額改定した場合も、助成対象になります。ただし、各都道府県の新最低賃金の公示日以降、発効日の前日までに賃金規定等の増額改定を行う必要があります。

社会保険適用時処遇改善コースの新設

最低賃金の引き上げに伴い、被用者保険の適用になり手取り収入が減らないよう就業調整をする労働者はいらっしゃいませんか？新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成する仕組みができました。

詳しくはこちら



問合先 都道府県労働局

<IT導入補助金>

□事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

□補助上限：最大450万円

□補助率：1/2～4/5

□賃上げ加点：給与支給総額を年率平均1.5%増加させることに加え、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を更なる加点要素とします。

↓現在の公募要領はこちら



問合先 サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376

<賃上げを後押しするその他施策>

・中小企業省力化投資補助金

□事業概要：構造的な人手不足の解決に向けて、カタログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援します。

□補助上限：最大200～1,000万円（従業員数による）

更に一定の賃上げで、上限額を最大300～1,500万円に引き上げ

□補助率：1/2以下

詳しくはこちら



問合先 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター：0570-099-660

・賃上げ促進税制

□概要：事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合※】

詳しくは▼

全企業・中堅企業
全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除

中小企業
全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除



※令和6年3月31日以前に開始された事業年度に適用を受けたい場合は、制度の内容が異なりますので、ご注意ください。



問合せ先 税制サポートセンター
全企業・中堅企業向け税制：0570-078-117
中小企業向け税制：03-6281-9821

<働き方改革や経営改善に向けた相談先>

・働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

**社労士等の労務管理の専門家が
会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！**

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が会社への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。



問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

・よろず支援拠点

経営革新支援

経営改善支援

ワンストップサービス

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！お気軽にご連絡ください。

- ◆ 売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆ 資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。



問合せ先 各都道府県のよろず支援拠点

中小企業・小規模事業者の皆様へ

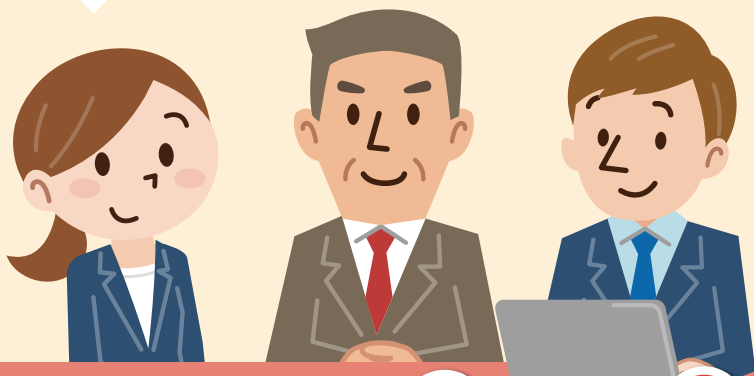
職場環境の整備・従業員の待遇改善への対応はお済みですか？

(厚生労働省 千葉労働局 委託事業)

千葉働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**で**ご支援**いたします。

悩める経営者のチカラになります！



ワンストップ 無料相談

特に、以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- ✓ 時間外労働・休日労働
- ✓ 人手不足対応（生産性の向上）
- ✓ 36 協定・就業規則の見直し
- ✓ ハラスメント対策
- ✓ パート、アルバイト、派遣の「同一労働・同一賃金」
- ✓ 各種助成金の活用

※これらは相談事例の一部です。労務管理全般のご相談もお受けします

当センターではご要望に応じ、
労務管理全般について、専門家が無料で
以下の支援をお手伝いしています。

個別企業訪問

ご希望日に専門家が貴社を訪問
またはオンライン対応にて、
課題解決に向けた支援を行います。

セミナー・講師派遣

お気軽にご参加いただける
WEB セミナーやご要望に応じた
セミナー講師派遣を実施しています。

常駐相談

当センター内で、電話・メール・
来所による相談を行っています。

※オンライン(zoom 使用)でのご相談、セミナー開催も対応しています。

千葉働き方改革推進支援センター

Web ページ



<https://hatarakikatalkaika.mhlw.go.jp/consultation/chiba/>

受付時間

平日 9:00 ~ 18:00

〒260-0013
千葉市中央区中央 4-13-10
千葉県教育会館 7F

電話

0120-174-864

E-mail

chiba@task-work.com

ファックス

043-202-2862

千葉働き方改革推進支援センター  クリック/



裏面は無料出張相談申込票になっております。FAX または E-mail でもお申込みいただけます。

専門家による無料出張相談 申込票



千葉働き方改革推進支援センター 宛

043-202-2862

申込日： 年 月 日

E-Mailの方は、chiba@task-work.com へ下記内容をお送りください。

会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
所 在 地	〒 -		
ご担当者氏名		担当部署 ・役職	/
電 話	() -	() -	
メールアドレス	@		
相談希望日時 <small>(専門家を選定しますので、1～2週間後で日程設定ください。)</small>	(○月○日 午前、午後、一日中 等の記載も可です。専門家と後日調整 <input checked="" type="checkbox"/> でも結構です)		
	第1希望	月 日 / 時 から	
	第2希望	月 日 / 時 から	
	<input type="checkbox"/> 専門家と後日調整		
相談内容 <small>(最大2つまで <input checked="" type="checkbox"/> チェックして下さい)</small>	<input type="checkbox"/> 生産性向上・業務の効率化 <input type="checkbox"/> 給与体系・就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 時間外労働、36 協定 <input type="checkbox"/> 人材不足対応(育成含む) <input type="checkbox"/> 外国人、高齢者の雇用 <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> ハラスメント対策 <input type="checkbox"/> 助成金全般 <input type="checkbox"/> パート、アルバイト、派遣社員の「同一労働同一賃金」 <input type="checkbox"/> 育児・介護休業の整備 <input type="checkbox"/> 有給休暇 <input type="checkbox"/> その他(
	特に相談したい内容をご記入ください。		

ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

〒260-0013 千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館 7F
☎ 0120-174-864 ☎ 043-202-2862 ✉ chiba@task-work.com
千葉働き方改革推進支援センター

千葉県の最低賃金一覧表 みんなチェック！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,076	令和 6.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	1,076	令和 6.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和6年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,147	令和 6.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,076	令和 6.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和6年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	1,105	令和 6.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,076	令和 6.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和6年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	1,076	令和 6.10.1	*各種商品小売業(848円)は、令和6年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	1,076	令和 6.10.1	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和6年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076円)」が適用されます。

※注① はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注② 各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎ 賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



厚生労働省
最低賃金特設サイト



千葉県労働局



労働基準監督署

千葉県最低賃金の推移

(単位円)

年度	地域別	特定最低賃金						
	千葉県 最低賃金	調味料 製造業	鉄鋼業	一般機械器 具製造業 (略称)	電気機械器 具製造業 (略称)	精密機械器 具製造業 (略称)	各種商品小 売業	自動車(新 車)小売業
平成元年	503			570	565	557	538	554
	4,019			4,560	4,520	4,454	4,300	4,430
2年	527	583	609	600	594	586	567	587
	4,212	4,664	4,872	4,800	4,750	4,681	4,530	4,695
3年	553	620	642	632	625	617	600	622
	4,420	4,953	5,129	5,053	4,996	4,929	4,800	4,969
4年	576	647	670	660	653	644	628	650
	4,607	5,170	5,354	5,275	5,221	5,146	5,020	5,193
5年	594	668	691	681	675	665	649	672
	4,751	5,343	5,526	5,447	5,395	5,318	5,188	5,369
6年	609	685	708	699	694	683	667	691
	4,867	5,477	5,664	5,584	5,547	5,457	5,330	5,521
7年	623	701	725	715	711	699	683	708
	4,977	5,605	5,794	5,717	5,686	5,585	5,462	5,658
8年	635	717	741	731	727	715	699	724
	5,080	5,729	5,922	5,848	5,816	5,713	5,590	5,787
9年	650	733	758	748	744	731	715	741
	5,190	5,858	6,058	5,984	5,952	5,846	5,720	5,923
10年	662	746	772	762	758	745	728	755
	5,282	6,967	6,171	6,096	6,063	5,953	5,824	6,035
11年	667	753	779	769	765	752	735	762
	5,329	6,023	6,229	6,152	6,119	6,009	5,878	6,091
12年	672	759	785	776	771	758	741	768
	5,372	6,071	6,280	6,202	6,168	6,058	5,929	6,141
13年	676	764	791	781	777	763	746	773
	5,408	6,110	6,321	6,243	6,210	6,098	5,967	6,183
14年	677	765	792	782	779	764	747	774
15年	677	766	793	783	780	765	747	775
16年	678	767	795	785	782	767	748	777
17年	682	771	800	789	786	771	751	781
18年	687	775	806	794	791	776	756	786
19年	706	785	819	805	803	788	767	799
20年	723	795	829	814	813	798	775	807
21年	728	800	836	817	817	801	777	809
22年	744	806	846	823	824	808	782	815
23年	748	810	850	827	829	812	788	819
24年	756	817	857	833	836	819	795	827
25年	777	827	867	843	846	829	807	838
26年	798	839	880	855	859	841	819	850
27年	817	852	893	869	872	854	832	865
28年	842	868	915	884	887	869	848	880
29年	868	889	938	902	906	887	868	900
30年	895	895	965	922	928	895	895	922
令和元年	923	923	993	923	951	923	923	923
2年	925	925	995	925	954	925	925	925
3年	953	953	1,023	953	981	953	953	953
4年	984	984	1,054	984	1,013	984	984	984
5年	1,026	1,026	1,096	1,026	1,055	1,026	1,026	1,026
6年	1,076	1,076	1,147	1,076	1,105	1,076	1,076	1,076

注1:平成13年度までの下段は日額。14年度から時間額のみ。

注2:特定最賃の [] は千葉県最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金:令和6年10月1日適用

特定最低賃金:令和6年12月25日適用